



シンガポール

留学宅急便

ヤマトロジスティクス株式会社



この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けの為に、必ず確認をお願いいたします。

お荷物を取扱いただける条件

- ご本人様がシンガポールへ入国されること。
もしくは、ご本人様がシンガポールへ入国されてから、**6ヶ月以内**であること。
(最初の入国日またはエンプロイメントパスなど発行日より6ヶ月以内)であること。
- 過去、シンガポールへお荷物を1度も発送されていないこと。(他社での発送を含む)
- シンガポール入国以前に6ヶ月以上他国に滞在していること。(永住権取得者、シンガポール国籍者のみ)

ご用意頂く書類

	赴任者・帯同者	留学生	永住権保持者	ご帰国の方
日本側	パスポートコピー(顔写真のある1~2ページ) 旅程表(またはE-チケット)コピー			
	エンプロイメントパス または ディペンダントパス のコピー(次頁※1参照)	スチューデントパス のコピー (次頁※2参照)	永住ビザ(PR)コピー(次頁※3参照)	

☆ 上記の書類が揃わない場合、又は条件を満たせない場合は、GSTが課されます。
(GSTとは、日本の消費税のようなものです)

※1 エンプロイメントパス・ディペンダントパス申請中または、申請中の書類未取得の方の必要書類について

A: 『in principle approval』レターを受け取られている方の場合。

(申請して取得容認されたが、パスをまだ受け取られていない場合)

… イミグレーションからの『in principle approval』レター

B: 申請中で『in principle approval』レターもまだ受け取られていない方の場合。

… COMPANY LETTER

万が一、エンプロイメントパス申請の却下により荷物輸入に対するGST(税金)が発生した場合に、支払う事を会社が保証する旨の内容が必要になり、シンガポールの雇用先にてご用意していただきます。サンプルは弊社(海外側)にてご用意致します。

※2 スチューデントパス(学生ビザ)申請中または、申請中の書類未取得の方の必要書類について

スチューデントパスがない場合、『in principle approval』レターをご用意して頂ければ大丈夫です。

但し『in principle approval』レターには大学名、大学住所、コース(学科)などが記載されている必要がございます。



※ 3 シンガポールPR(永住権)保持者またはシンガポール人の方の場合。

日本またはシンガポール国外に、6ヶ月以上滞在していることが第一条件です。

1. 免税申請書 (Declaration Of Facts)
2. パスポートコピー
3. 滞在国でのVISAとスタンプ押印の全てのページ(ご就学の場合、学生証のコピー)
4. 税関へのレター(シンガポール出発日とシンガポールご帰国日・国外でのご就労・ご就学先名を含む)
5. 身分証明書(ICのコピー)
6. Re-entry Permit (再入国許可証) コピー

荷物としてお受けできないもの

食料・飲料品	全て(サプリメント含む)
文書・書籍	ポルノ・政治的煽動文書
貴重品	現金、有価証券、株券、手形、貴金属、古美術品、価格価値が困難なもの
危険品	エアゾール式スプレー、花火、鉄砲・刀剣(モデルガン・模造刀も不可)、引火性物質、マッチ、ライター、ライター用ガスボンベ、発火物、化粧品(香水、マニキュア、除光液など)、ヘアカラー、油性塗料など(可燃、引火性のマークのあるものは不可です)
化学品	毒物、劇物、麻薬
その他	DVD、ビデオテープなどの映像関係、ゲームソフト リチウム電池を含む物(パソコン、炊飯器、デジタルカメラ、携帯ゲーム機等)、カイロ、生きている動植物、ワシントン条約によって取引の禁止されている皮・毛皮・角・骨・象牙などとした加工品、土(他の物に付着したものを含む)、腐りやすいもの(生の食品など)、ワラ製品(ゴザなど)、法令等により必要な輸入証明書・承認書がないと送れないもの、タバコ、香水、種子 抗生物質、トランシーバー

現在**食料品**に関して
受託停止とさせて
頂いております

その他ご注意が必要なもの

新品の電化製品は課税の対象となります。また、検査品目であるため、検査費用が発生し、お目安の所要日数より配達が遅くなることがございますので予めご了承下さい。

医薬品(医師の処方箋の要らない、家庭用常備薬)・コンタクトレンズ用品・化粧品の量に関しては、あくまで個人のご使用量(概ね2ヶ月で消費できる程度)に限るものであり、常識に照らしてご判断いただくこととなります。

※ 日本製のパソコンは規格が全く異なる為、シンガポールでは修理することが出来ません。可能な限り、手荷物でのお持込みや、それが不可能な場合は船便を別途ご利用頂く方での発送をお願い致します。

連絡先

現地：シンガポールヤマト運輸株式会社

ADDRESS: 61 Alexandra Terrance Unit #05-08,
Harbour Link Complex Singapore 119936
TEL: (シンガポール国内から) 1800-2255-888
FAX: (海外から) +65-6274-0309
E-mail: removal@yamatosingapore.com
*問合せ時は『留学宅急便』をご利用の旨お伝えください